

山口県消費者基本計画の進捗状況

令和7年9月8日
山口県消費生活審議会

I 山口県消費者基本計画（令和5年3月改定）の概要

1 目 的

本計画は、消費生活条例の目的である、「**県民の消費生活の安定と向上を図ること**」を目的とする。

2 基 本 理 念

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」

消費者施策を推進するに当たっては、消費者基本法及び消費生活条例において定める消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とする。

3 基本計画の体系

5つの項目を柱に施策を推進する。

- 柱1 消費生活における安心・安全の確保
- 柱2 消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進
- 柱3 持続可能な社会を目指した消費生活の推進
- 柱4 消費者教育の推進及び情報発信
- 柱5 連携・協働の推進

4 計 画 期 間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とする。

5 計画の進行管理

計画の進捗状況については、毎年度、消費者施策の評価・検証を行い、県消費生活審議会に報告し、公表する。

また、計画期間中に、消費者を取り巻く社会経済情勢の急激な変化があった場合には、必要に応じて、内容を見直す。

Ⅱ 山口県消費者基本計画（令和5年3月改定）の進捗状況

新たに、評価指標を5つの項目の柱ごとに設け、進捗状況を評価するとともに、計画期間での目標達成を目指す。

◆評価指標 ①

「消費生活における安心・安全の確保」に向けた取組が進んでいるかを評価する指標として、「消費者安全確保地域協議会¹の設置市町数」を設定する。

目標値は、現状から着実な増加を図ることを基本とし、全市町において高齢者や障害者等の見守り体制が整備されるよう、全19市町とする。

名 称	現状値	目標値
消費者安全確保地域協議会の設置市町数	11市 《2021（R3）年度末》	全19市町 《2026（R8）年度末》

【進捗状況】

名 称	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
消費者安全確保地域協議会の設置市町数	11市	13市	13市	13市		

◆評価指標 ②

「消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進」に向けた取組が進んでいるかを評価する指標として、「被害発生時相談先として消費生活センターなどの選択率（県政世論調査）」を設定する。

目標値は、現状から着実な増加を図ることを基本とし、「同居している家族・親族」を上回る70%とする。

名 称	現状値	目標値
被害発生時相談先としての消費生活センターなどの選択率（県政世論調査）	65.2% 《2021（R3）年度末》	70% 《2026（R8）年度末》

【進捗状況】

名 称	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
被害発生時相談先としての消費生活センターなどの選択率	65.2%	65.2%	63.8%	62.1%		

1 高齢者や障害者等の消費者被害を防ぐために市町や地域の関係者が連携して構築する、消費者安全法に基づく見守りネットワークのこと。見守り等の取組を行う地域協議会の構成員間で必要な情報を提供できる旨法に規定されており、必ずしも本人の同意がない場合でも、個人情報と共有することができる。

◆評価指標 ③

「持続可能な社会を目指した消費生活の推進」に向けた取組が進んでいるかを評価する指標として、「やまぐちエシカル推進パートナー²登録事業者数」を設定する。

目標値は、現状からの着実な増加を図ることを基本とし、現状の登録事業所数の2倍である230事業所とする。

名 称	現状値	目標値
やまぐちエシカル推進パートナー登録事業所数	115事業所 《2021（R3）年度末》	230事業所 《2026（R8）年度末》

【進捗状況】

名 称	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
やまぐちエシカル推進パートナー登録事業所数	115	147	200	190		

◇評価指標 ④

「消費者教育の推進」に向けた取組が進んでいるかを評価する指標として、「高等学校・大学等の『やまぐち・くらし安心ネット³』で提供する消費生活情報等の活用率」を設定する。

目標値は、現状からの着実な増加を図ることを基本とし、活用率100%とする。

名 称	現状値	目標値
高等学校・大学等の「やまぐち・くらしの安心ネット」の活用率	92.2% 《2021（R3）年度末》	100% 《2026（R8）年度末》

【進捗状況】

名 称	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
高等学校・大学等の「やまぐち・くらしの安心ネット」の活用率	92.2%	89.3%	94.2%	89.0%		

R6は暫定値

² 県内に事業者や店舗を持ち、エシカル消費に積極的に取り組んでいる事業者・団体。エシカルな取組を行っていることが条件であり、登録事業者には認定証及びステッカー、ミニのぼりが提供される。

³ 社会福祉関係団体や消費者団体等の関係機関が相互に連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るためのネットワーク。注意喚起すべき事案について、電子メールにより情報提供している。

◆評価指標 ⑤

「連携・協働の推進」に向けた取組が進んでいるかを評価する指標として、「188 見守りサポーター⁴参加事業者数」を設定する。

目標値は、1年で約10事業者の登録を目指して、累計250事業者とする。

名 称	現状値	目標値
188（いやや）見守りサポーターへの参加事業者数	209事業者 《2021（R3）年度末》	250事業者 《2026（R8）年度末》

【進捗状況】

名 称	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
188（いやや）見守りサポーターへの参加事業者数（累計）	209	225	238	247		

4 悪質商法や架空請求などの消費者被害から高齢者等を守るため、日常の事業活動の中で、高齢者等への声かけや見守りなどを行う県内の事業者。県への登録制となっており、具体的には、注意喚起のチラシ配布や消費者被害防止のための社内研修などを行う。